

平成27年度 第4回理事会

日 時 平成27年7月10日（金） 15:30～

場 所 森林総合研究所 特別会議室

I. 議 題

1. 調達等合理化計画の策定について
2. 平成27年度会計監査人の選任について

II. 報 告

1. 通則法第38条に基づく大臣提出資料について
2. 中長期計画、年度計画に係る自己評価書の提出について
3. 農林水産省国立研究開発法人審議会第1回林野部会の開催について
4. 障害者雇用状況報告について
5. 障害者差別解消法の施行に向けた基本方針等の作成について
6. 森林整備センター職員新規採用試験の結果について
7. 森林保険業務の委託先職員研修の実施について
8. シカ被害対策に係る都道府県との意見交換の実施について
9. 個人情報の管理について
10. その他

資 料

- I－1．調達等合理化計画の策定について
- I－2．平成27年度会計監査人の選任について
- II－1．通則法第38条に基づく大臣提出資料について
- II－4．障害者雇用状況報告について
- II－5．障害者差別解消法の施行に向けた基本方針等の作成について
- II－6．森林整備センター職員新規採用試験の結果について
- II－7．森林保険業務の委託先職員研修の実施について
- II－9．個人情報の管理について

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について

平成27年5月25日
総務大臣決定

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、総務省は「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」こととされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、下記のとおり決定する。

独立行政法人が、その政策実施機能を最大限発揮するためには、調達に関する内部統制システム（ガバナンス）を確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する必要がある。こうした取組は、各法人が、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、下記のとおり、各法人がPDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。

記

1. 調達等合理化の位置付け

本決定における調達等の合理化に関する取組に対する評価は、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第32条、第35条の6及び第35条の11の規定に基づく年度評価の一環として実施する。調達等合理化に関する目標の設定や評価の実施については、本決定によるほか「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）によることとする。

2. 調達等合理化計画の策定等

（1）調達等合理化計画の策定等

ア 各法人は、原則として毎年度6月末までに、当該年度の調達等合理化計画を策定し、公表する。必要な場合には、年度途中で調達等合理化計画を改定し、公表する。また、各法人は、調達等合理化計画を策定又は改定した場合、主務大臣に報告する。

イ 調達等合理化計画には、次の内容を盛り込むとともに、評価のために適切な指標を設定する。

また、下記項目中「調達に関するガバナンスの徹底」については、前年度までの取組に関する評価結果を踏まえ、随意契約に関する内部統制の確立や不祥事の発生防止のための当該年度における取組内容を、具体的に明記する。

- ・ 調達の現状と要因の分析
- ・ 重点的に取り組む分野
- ・ 調達に関するガバナンスの徹底
- ・ 自己評価の実施方法
- ・ 調達等合理化の推進体制 等

ウ 主務大臣は、各法人から報告された調達等合理化計画を公表し、総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

(2) 調達等合理化計画の自己評価

ア 各法人は、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、設定した指標による自己評価を実施し、その結果を公表するとともに、主務大臣に報告する。

イ 自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・ 実施した取組内容及びその効果
- ・ 目標の達成状況
- ・ 実施において明らかになった課題と今後の対応方針 等

ウ 主務大臣は各法人から報告された自己評価結果を参考にしつつ評価を行い、必要に応じ各法人に対して指摘及び助言を行う。また、評価結果、指摘及び助言の内容を公表するとともに、総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

3. 各法人における推進体制の整備

(1) 各法人は、調達等合理化計画の策定や自己評価の実施等、調達等合理化を推進するための体制を整備する。

(2) 各法人は、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置するとともに、外部有識者を指名するに当たっては、主務大臣の了解を得ることとする。

契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに

に、これに関連して、法人の長が定める基準に従い、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

4. 独立行政法人評価制度委員会等の関与

(1) 総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣による評価の実施が著しく適正を欠くものと認められる場合、主務大臣に意見を述べる。

(2) 総務大臣は、主務大臣から通知された評価結果を取りまとめ公表する。

5. その他

(1) 本決定に基づく①各法人による調達等合理化計画、調達等合理化計画の自己評価結果及び契約監視委員会における審議概要の公表、②主務大臣による各法人から報告された調達等合理化計画、主務大臣の評価結果、指摘及び助言の内容の公表並びに③総務大臣による主務大臣から通知された評価結果の公表並びに既存の法令や閣議決定等に基づく調達に関する公表に当たっては、国民に分かりやすい情報提供を行う観点から、WEBサイトを通じて自律的かつ定期的に行うこと。

(2) 本決定の実施に必要な事項については、総務省行政管理局から通知する。

(3) 調達等合理化計画を導入するに当たり、中期目標等の見直しが必要となる法人については、別途総務省行政管理局の定める通知によるものとする。

独立行政法人における調達等合理化計画策定要領

平成 27 年 5 月 25 日
総務省行政管理局

調達等合理化計画については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定、別添参照)を踏まえ、下記のとおり策定していただきたい。

記

1. 調達等合理化計画の策定・公表の時期

調達等合理化計画については、原則として毎年度 6 月末までに策定・公表すること(平成 27 年度計画の策定・公表については、7 月末までとする)。また、公表の際には、内容が多岐にわたる場合等には、調達等合理化計画の内容が国民に分かりやすく伝わるように、その概要が分かる要約版を作成するなどの工夫をすること。

調達等合理化計画の策定後は、速やかに主務大臣に報告すること。

2. 調達等合理化計画に盛り込む事項

(1) 調達の現状と要因の分析

前年度の契約状況について、①競争性のある契約(競争入札等、企画競争・公募)及び競争性のない随意契約の実績(件数・金額)、並びに②一者応札・応募の実績(件数・金額)を記載するとともに、過去の実績から大きく増減している場合はその要因を分析し、記載すること。また、調達の全体構造を分析するなど、可能な限り「重点的に取り組む分野」の選定理由につながるような記載をすること。

(2) 重点的に取り組む分野の選定

各法人は、迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、重点的に調達の合理化に取り組む分野として、各法人の前年度の調達実績、当該年度の調達予定、これまでの調達合理化の進捗状況などを可能な限り把握・分析した上で、改善の余地があると認められる分野等を選定し、記載すること。

(3) 調達合理化の取組内容

(2)で選定した分野については、例えば、次①から⑤のような観点から、調達合理化の具体的な取組内容を記載すること。

- ① 競争性の確保を大原則としつつ、様々な調達方法の活用を検討し、費用の節減、品質の向上を図ること。
- ② 調達グループを超えた共同調達の実施等、規模の経済性を活用すること。
- ③ 価格とともに、品質等の価格以外の要素も評価すること。
- ④ 官公需法に基づく中小企業の受注機会への配慮をするほか、グリーン購入法、環境配慮契約法等の諸施策との整合性に留意すること。
- ⑤ 職員のスキルアップを図ること。

(4) 調達に関するガバナンスの徹底

- ① 随意契約の適正な締結及び迅速かつ効果的な調達の両立を図る観点から、随意契約の事前チェック機能を確保するために当該年度に採ろうとする体制の整備や取組内容について、具体的に記載すること。
- ② また、談合や予定価格漏洩といった調達に関する不祥事の発生を未然に防ぐ観点から、法人内でどのような取組を行っていくか具体的に記載すること。

(5) その他の取組

各法人において、(3)及び(4)以外に費用対効果や事務量対効果を勘案した上で、合理的な業務の遂行に資する取組の実施を計画している場合には、当該取組を記載すること。

(6) 調達等合理化の目標

(3)から(5)の取組により目指すべき調達等合理化の目標を記載すること。

目標は事後の検証が可能となるよう、可能な限り、定量的な目標設定とすること。定量的な目標としては、調達等合理化による効果(例:調達金額の節減額、調達等合理化の対象とする契約額、共同調達の実施品目等)に関するものが考えられる。目標設定に当たっては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定)」における「業務運営の効率化に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方を参考にすること。(注)

また、定量的な評価が困難な取組であっても、現状を改善しようとするプロセスについて、ノウハウ等の共有化・標準化を進めていきたいと考えているので、積極的に記載すること。

(注) 調達金額を定量的な目標とする場合、税率上昇分や物価上昇率を目標の数値から除くこととするなど、適切な配慮をする必要がある。

(7) 自己評価の実施方法

自己評価の位置付け(毎年度の業績評価の一環として実施)、自己評価の実施時期(年度末終了後)、主務大臣による評価、主務大臣による評価結果のその後の調達等合理化計画への反映等を記載すること。

(8) 調達等合理化の推進体制

各法人における推進体制の構成や役割等、契約監視委員会の点検等を記載すること。

推進体制については、既存の調達や契約に関するプロジェクトチーム等を活用していただいても構わないが、調達等合理化の実効性を確保するためにも、総務担当理事が総括的な責任者となる構成とすることを基本とすること。

なお、各法人の判断により、総括的な責任者をより上位の職位の者とするることができる。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」に基づいて設置された契約監視委員会がある場合には、当該委員会を総務大臣決定に基づく委員会とみなすことができる。

調達等合理化計画の策定・改定に当たっては、原則として事前に契約監視委員会の点検を受け、その意見を反映した調達等合理化計画とすること。ただし、形式的な改定については、事後に点検をうけることで差し支えない。

平成27年度会計監査人候補者の選定について

独立行政法人通則法に基づく会計監査人の候補者の選任の手続きについては、本年4月24日の理事会において承認を得、提案書の募集及び候補者の選定手続を進めてきたところ、先般、会計監査人候補者審査委員会において、以下のとおり会計監査人候補者を選定したので、理事会で承認後、監事の同意を得て理事長決裁に付し、農林水産大臣への選任請求を行うこととしたい。

(候補者名)

有限責任監査法人トーマツ

(候補者とした理由)

平成27年度会計監査人候補者の選定に当たり、提案書の募集公告を森林総合研究所のホームページに掲載したところ、有限責任監査法人トーマツ、新日本有限責任監査法人、有限責任あずさ監査法人及び優成監査法人の4者から提案書の提出があった。

審査会における選定にあたっては、各法人から提出のあった提案書に基づき、監査実績、監査体制、監査費用等の定量的評価と、監査の取組方針、手法、監査のサポート体制等の定性的評価を行った。特に、平成27年度においては、森林国営保険法等の一部を改正する法律により、森林保険業務が移管されたこと、それにより、当法人は、従来の研究開発、水源林造成事業という公共事業執行業務に加え、新たに金融業務を実施することになり、それぞれの特性に応じたガバナンスの高度化を取り組んでいかなければならないという状況にあり、その視点も含め多角的に検討を行った。

提案のあった4者とも独立行政法人の監査実績を有しているが、中でも、有限責任監査法人トーマツは、研究開発に加え、金融業務、公共事業執行業務の監査実績を持ち、森林保険業務及び水源林造成事業に関する監査計画も他より詳細であり、監査体制及び監査日数、監査費用等も妥当と判断されたことから、同監査法人を当所の会計監査人候補者として農林水産大臣へ選任請求することとしたい。

なお、同監査法人は平成23年度、平成25年度及び平成26年度に当所の会計監査人としてその業務に携わったところであり、誠実かつ確実に業務が履行されたと評価している。

平成26事業年度 財務諸表(概要)

貸借対照表

(単位:円)

科 目	研究・育種勘定	特定地域整備等勘定	水源林勘定	調整	法人単位
資産の部					
I 流動資産					
現金及び預金	1,591,298,668	7,625,362,160	6,329,318,551		15,545,979,379
林道割賦売掛金	0	23,002,245,985	0		23,002,245,985
特定地域整備割賦売掛金	0	2,158,139,274	0		2,158,139,274
農用地整備割賦売掛金	0	37,775,574,299	0		37,775,574,299
たな卸資産	494,758	0	0		494,758
貯蔵品	494,758	0	0		494,758
前払費用	4,641,791	499,051	13,715,784		18,856,626
未収収益	0	83,320,527	263,979		83,584,506
未収入金	669,506,833	5,640	12,571,756		682,084,229
未収還付消費税等	0	0	14,746,430	△ 14,746,430	0
その他の流動資産	0	0	2,618,522		2,618,522
流動資産合計	2,265,942,050	70,645,146,936	6,373,235,022	△ 14,746,430	79,269,577,578
II 固定資産					
1 有形固定資産	44,110,668,808	734,764,177	988,765,100,229		1,033,610,533,214
水源林	0	0	987,385,053,308		987,385,053,308
建物	10,376,651,462	8,069,382	23,456,366		10,408,177,210
構築物	977,275,245	20,879,646	37,258,284		1,035,413,175
機械装置	5,113,105	0	0		5,113,105
車両運搬具	14,002,682	0	0		14,002,682
工具器具備品	570,748,451	9,483,149	50,594,271		630,825,871
土地	32,166,877,863	696,332,000	1,268,738,000		34,131,947,863
2 無形固定資産	82,361,099	1,403,285	19,139,579		102,903,963
特許権	22,372,542	0	0		22,372,542
ソフトウェア	39,666,903	1,035,285	18,819,579		59,521,767
電話加入権	180,000	368,000	320,000		868,000
工業所有権仮勘定	20,141,654	0	0		20,141,654
3 投資その他の資産	462,910	52,780,042	104,109,945		157,352,897
長期貸付金	0	15,200,000	0		15,200,000
敷金・保証金	0	37,580,042	104,109,945		141,689,987
預託金	462,910	0	0		462,910
固定資産合計	44,193,492,817	788,947,504	988,888,349,753		1,033,870,790,074
資産合計	46,459,434,867	71,434,094,440	995,261,584,775	△ 14,746,430	1,113,140,367,652

科 目	研究・育種勘定	特定地域整備等勘定	水源林勘定	調整	法人単位
負債の部					
I 流動負債					
運営費交付金債務	742,249,225	0	0		742,249,225
預り寄附金	3,663,368	0	0		3,663,368
預り補助金等	0	1,008,750,656	0		1,008,750,656
一年内償還予定森林総合研究所債券	0	3,600,000,000	3,000,000,000		6,600,000,000
短期借入金	0	10,119,598,000	12,067,500,000		22,187,098,000
リース債務(短期)	1,004,812	0	0		1,004,812
未払金	995,586,821	167,847,649	222,488,759		1,385,923,229
未払費用	103,923,645	73,282,419	172,398,258		349,604,322
未払消費税等	19,872,789	60,559,141	0	△ 14,746,430	65,685,500
前受金	242,352	0	0		242,352
預り金	296,075,000	1,089,780	28,985,357		326,150,137
仮受金	0	0	95,841,032		95,841,032
流動負債合計	2,162,618,012	15,031,127,645	15,587,213,406	△ 14,746,430	32,766,212,633
II 固定負債					
資産見返負債	1,051,101,930	8,368,590	107,440,518		1,166,911,038
資産見返運営費交付金	976,859,815	0	0		976,859,815
資産見返補助金等	7,312,306	8,368,590	107,440,518		123,121,414
資産見返物品受贈額	385,101	0	0		385,101
資産見返寄附金	66,544,708	0	0		66,544,708
森林総合研究所債券	0	8,800,000,000	12,400,000,000		21,200,000,000
債券発行差額(-)	0	△ 664,600	△ 1,193,448		△ 1,858,048
長期借入金	0	39,865,015,000	123,225,000,000		163,090,015,000
リース債務(長期)	3,561,830	0	0		3,561,830
引当金	0	1,981,760,668	2,347,297,980		4,329,058,648
退職給付引当金	0	1,981,760,668	2,347,297,980		4,329,058,648
固定負債合計	1,054,663,760	50,654,479,658	138,078,545,050		189,787,688,468
負債合計	3,217,281,772	65,685,607,303	153,665,758,456	△ 14,746,430	222,553,901,101
純資産の部					
I 資本金					
政府出資金	49,584,387,568	1,495,585,916	708,301,659,170		759,381,632,654
II 資本剰余金	△ 6,703,820,024	30,200,001	131,454,440,368		124,780,820,345
資本剰余金	5,463,449,266	0	131,454,440,368		136,917,889,634
損益外減価償却累計額(-)	△ 12,020,561,460	0	0		△ 12,020,561,460
損益外減損損失累計額(-)	△ 146,707,830	0	0		△ 146,707,830
減資差益	0	30,200,001	0		30,200,001
III 利益剰余金	361,585,551	4,222,701,220	1,839,726,781		6,424,013,552
前中期目標期間繰越積立金	50,251,825	3,479,652,061	297,574,231		3,827,478,117
積立金	202,534,833	650,353,038	1,130,568,788		1,983,456,659
当期末処分利益	108,798,893	92,696,121	411,583,762		613,078,776
(うち当期総利益)	(108,798,893)	(92,696,121)	(411,583,762)		(613,078,776)
純資産合計	43,242,153,095	5,748,487,137	841,595,826,319		890,586,466,551
負債純資産合計	46,459,434,867	71,434,094,440	995,261,584,775	△ 14,746,430	1,113,140,367,652
(参考) 減価償却累計額	△ 16,695,850,770	△ 20,369,490	△ 66,295,957		△ 16,782,516,217
減損損失累計額	△ 526,830	0	0		△ 526,830

損益計算書

(単位:円)

科 目	研究・育種勘定	特定地域整備等勘定	水源林勘定	調 整	法人単位
経常費用					
研究業務費	9,880,674,773	0	0		9,880,674,773
人件費	6,732,331,479	0	0		6,732,331,479
業務委託費	924,217,233	0	0		924,217,233
減価償却費	361,247,490	0	0		361,247,490
賃借料	168,373,191	0	0		168,373,191
水道光熱費	435,257,209	0	0		435,257,209
消耗備品費	780,021,266	0	0		780,021,266
その他研究業務費	479,226,905	0	0		479,226,905
分取造林原価	0	0	121,974,892		121,974,892
販売・解約事務費	0	0	369,227,127		369,227,127
復興促進業務費	0	0	12,445,380		12,445,380
特定地域整備譲渡原価	0	10,772,375,974	0		10,772,375,974
一般管理費	1,150,417,113	342,195,943	750,001,636	△ 14,746,430	2,227,868,262
人件費	965,359,210	181,873,698	529,971,549		1,677,204,457
退職給付引当金繰入	0	29,580,919	25,927,243		55,508,162
減価償却費	10,422,298	5,556,146	17,857,586		33,836,030
賃借料	5,982,474	30,130,985	51,309,561		87,423,020
消耗備品費	20,461,295	1,676,044	21,716,207		43,853,546
諸経費	0	24,102,076	35,219,502		59,321,578
その他一般管理費	148,191,836	69,276,075	67,999,988	△ 14,746,430	270,721,469
財務費用	109,208	1,536,218,307	2,110,290,000		3,646,617,515
支払利息	109,208	0	0		109,208
借入金利息	0	1,277,823,223	1,894,785,611		3,172,608,834
債券利息	0	257,719,041	215,504,389		473,223,430
債券発行費	0	676,043	0		676,043
雑損	2,064,354	15,964,977	70,886		18,100,217
経常費用合計	11,033,265,448	12,666,755,201	3,364,009,921	△ 14,746,430	27,049,284,140
経常収益					
運営費交付金収益	9,247,520,519	0	0		9,247,520,519
施設費収益	470,564	0	0		470,564
手数料収入	12,189,655	0	0		12,189,655
成果普及等事業収入	20,051,589	0	0		20,051,589
分取造林収入	0	0	445,175,279		445,175,279
販売・解約事務費収入	0	0	370,610,678		370,610,678
特定地域整備割賦譲渡収入	0	2,050,346,649	0		2,050,346,649
割賦利息収入	0	1,563,468,003	0		1,563,468,003
受託収入	1,259,222,753	0	0		1,259,222,753
政府等受託研究収入	714,573,757	0	0		714,573,757
政府等以外受託研究収入	502,339,995	0	0		502,339,995
その他受託収入	42,309,001	0	0		42,309,001
国庫補助金等収益	152,395,069	192,676,404	2,603,589,430		2,948,660,903
財産賃貸収入	1,559,559	0	0		1,559,559
寄附金収益	33,947,164	0	0		33,947,164
資産見返負債戻入	288,057,741	8,723,308,166	17,927,749		9,029,293,656
資産見返運営費交付金戻入	246,541,706	0	0		246,541,706
資産見返補助金等戻入	5,789,901	8,723,308,166	17,927,749		8,747,025,816
資産見返物品受贈額戻入	230,887	0	0		230,887
資産見返寄附金戻入	35,495,247	0	0		35,495,247
財務収益	571	14,958,943	8,729,001		23,688,515
政府補給金収入	0	0	1,290,000		1,290,000
受取利息	571	14,958,943	7,439,001		22,398,515
雑益	95,427,118	18,822,435	79,561,546	△ 14,746,430	179,064,669
経常収益合計	11,110,842,302	12,563,580,600	3,525,593,683	△ 14,746,430	27,185,270,155
経常損益	77,576,854	△ 103,174,601	161,583,762		135,986,015
当期純利益(△当期純損失)	77,576,854	△ 103,174,601	161,583,762		135,986,015
前中期目標期間繰越積立金取崩額	31,222,039	195,870,722	250,000,000		477,092,761
当期総利益	108,798,893	92,696,121	411,583,762		613,078,776

キャッシュ・フロー計算書

(単位:円)

科 目	研究・育種勘定	特定地域整備等勘定	水源林勘定	調 整	法人単位
I 業務活動によるキャッシュ・フロー					
原材料又はサービスの購入による支出	△ 2,590,313,757	△ 4,213,146	△ 16,939,438,624		△ 19,533,965,527
人件費支出	△ 7,604,472,552	△ 290,957,602	△ 3,098,736,333		△ 10,994,166,487
その他の業務支出	△ 196,545,427	△ 82,428,140	△ 660,849,123		△ 939,822,690
科研費支出	△ 366,670,227	0	0		△ 366,670,227
消費税支出	△ 2,209,106	0	0		△ 2,209,106
運営費交付金収入	9,535,454,000	0	0		9,535,454,000
政府交付金収入	0	182,509,000	0		182,509,000
受託収入	1,001,932,433	0	0		1,001,932,433
成果普及等事業収入	19,426,131	0	0		19,426,131
手数料収入	12,101,339	0	0		12,101,339
科研費収入	369,592,662	0	0		369,592,662
造林事業収入	0	0	976,407,542		976,407,542
林道事業収入	0	3,943,923,505	0		3,943,923,505
特定地域等整備等事業収入	0	9,165,357,371	0		9,165,357,371
国庫補助金等収入	173,029,542	163,801,466	20,952,433,198		21,289,264,206
補助金等の精算による返還金の支出	0	0	△ 4,608,808		△ 4,608,808
政府補給金収入	0	0	1,290,000		1,290,000
寄附金収入	6,258,712	0	0		6,258,712
その他の事業収入等	138,606,261	0	0		138,606,261
預り金の増減	118,541,724	0	0		118,541,724
小計	614,731,735	13,077,992,454	1,226,497,852		14,919,222,041
利息の受取額	571	1,596,690,274	7,406,134		1,604,096,979
利息の支払額	△ 109,208	△ 1,558,812,692	△ 2,924,613,183		△ 4,483,535,083
業務活動によるキャッシュ・フロー	614,623,098	13,115,870,036	△ 1,690,709,197		12,039,783,937
II 投資活動によるキャッシュ・フロー					
定期預金の預入による支出	0	△ 7,100,000,000	△ 4,700,000,000		△ 11,800,000,000
定期預金の払戻による収入	0	8,600,000,000	4,400,000,000		13,000,000,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 1,149,936,117	△ 1,307,823	△ 26,900,412		△ 1,178,144,352
敷金及び保証金の差入による支出	0	△ 2,602,560	△ 4,041,500		△ 6,644,060
敷金及び保証金の回収による収入	0	435,756	4,890,244		5,326,000
投資その他の資産の売却による収入	33,880	0	0		33,880
貸付金の回収による収入	0	2,800,000	0		2,800,000
施設費による収入	80,748,000	0	0		80,748,000
施設費の精算による返還金の支出	△ 43,373,727	0	0		△ 43,373,727
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,112,527,964	1,499,325,373	△ 326,051,668		60,745,741
III 財務活動によるキャッシュ・フロー					
短期借入れによる収入	0	2,200,000,000	0		2,200,000,000
短期借入金の返済による支出	0	△ 2,483,400,000	0		△ 2,483,400,000
債券の償還による支出	0	△ 3,600,000,000	△ 3,000,000,000		△ 6,600,000,000
長期借入れによる収入	0	420,000,000	6,400,000,000		6,820,000,000
長期借入金の返済による支出	0	△ 11,028,908,427	△ 12,347,500,000		△ 23,376,408,427
政府出資金の受入による収入	0	0	10,777,000,000		10,777,000,000
リース債務の返済による支出	△ 4,240,132	0	0		△ 4,240,132
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 2,390,382	0	0		△ 2,390,382
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,630,514	△ 14,492,308,427	1,829,500,000		△ 12,669,438,941
IV 資金増加額又は減少額(△)	△ 504,535,380	122,886,982	△ 187,260,865		△ 568,909,263
V 資金期首残高	2,095,834,048	602,475,178	1,916,579,416		4,614,888,642
VI 資金期末残高	1,591,298,668	725,362,160	1,729,318,551		4,045,979,379

利益の処分に関する書類(案)

(単位:円)

区 分	研究・育種勘定	特定地域整備等勘定	水源林勘定	計
I 当期末処分利益	108,798,893	92,696,121	411,583,762	613,078,776
当期総利益	108,798,893	92,696,121	411,583,762	613,078,776
II 利益処分類				
積立金	108,798,893	92,696,121	411,583,762	613,078,776
計	108,798,893	92,696,121	411,583,762	613,078,776

行政サービス実施コスト計算書

(単位:円)

科 目	研究・育種勘定	特定地域整備等勘定	水源林勘定	調 整	法人単位
I 業務費用					
(1) 損益計算書上の費用					
研究業務費	9,880,674,773	0	0		9,880,674,773
分収造林原価	0	0	121,974,892		121,974,892
販売・解約事務費	0	0	369,227,127		369,227,127
復興促進業務費	0	0	12,445,380		12,445,380
特定地域整備譲渡原価	0	10,772,375,974	0		10,772,375,974
一般管理費	1,150,417,113	342,195,943	750,001,636	△ 14,746,430	2,227,868,262
財務費用	109,208	1,536,218,307	2,110,290,000		3,646,617,515
雑損	2,064,354	15,964,977	70,886		18,100,217
(2) (控除)自己収入等					
手数料収入	△ 12,189,655	0	0		△ 12,189,655
成果普及等事業収入	△ 20,051,589	0	0		△ 20,051,589
分収造林収入	0	0	△ 445,175,279		△ 445,175,279
販売・解約事務費収入	0	0	△ 370,610,678		△ 370,610,678
特定地域整備割賦譲渡収入	0	△ 2,050,346,649	0		△ 2,050,346,649
割賦利息収入	0	△ 1,563,468,003	0		△ 1,563,468,003
受託収入	△ 1,259,222,753	0	0		△ 1,259,222,753
財産賃貸収入	△ 1,559,559	0	0		△ 1,559,559
寄附金収益	△ 33,947,164	0	0		△ 33,947,164
資産見返寄附金戻入	△ 35,495,247	0	0		△ 35,495,247
受取利息	△ 571	△ 14,958,943	△ 7,439,001		△ 22,398,515
雑益	△ 8,894,368	△ 18,822,435	△ 79,561,546	14,746,430	△ 92,531,919
業務費用合計	9,661,904,542	9,019,159,171	2,461,223,417		21,142,287,130
II 損益外減価償却相当額	812,449,902	0	0		812,449,902
III 損益外減損損失相当額	143,556,000	0	112,427,609		255,983,609
IV 損益外除売却差額相当額	1,518,518	0	456,543,968		458,062,486
V 引当外賞与見積額	11,096,614	△ 382,582	4,713,582		15,427,614
VI 引当外退職給付増加見積額	△ 1,191,186,811	10,184,336	6,809,425		△ 1,174,193,050
VII 機会費用					
政府出資等の機会費用	171,111,408	5,907,564	3,260,666,845		3,437,685,817
無利子による融資取引の機会費用	0	74,700	0		74,700
VIII 行政サービス実施コスト	9,610,450,173	9,034,943,189	6,302,384,846		24,947,778,208

独立監査人の監査報告書

平成27年6月16日

国立研究開発法人 森林総合研究所

理事長 沢田 治雄 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

品田 和之



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

白山 真一



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

山崎 聡一郎



＜財務諸表監査＞

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立研究開発法人森林総合研究所（旧法人名 独立行政法人森林総合研究所）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度のすべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する国立研究開発法人の長の責任

国立研究開発法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（すべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために国立研究開発法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関

連する内部統制を検討する。また、監査には、国立研究開発法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに国立研究開発法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の研究・育種勘定、特定地域整備等勘定及び水源林勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、国立研究開発法人森林総合研究所（旧法人名 独立行政法人森林総合研究所）の各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、国立研究開発法人森林総合研究所（旧法人名 独立行政法人森林総合研究所）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の各勘定に係る利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び各勘定に係る決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第11期事業年度及び第13期事業年度以降の各事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第10期事業年度及び第12期事業年度の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

利益の処分に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する国立研究開発法人の長の責任

国立研究開発法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、国立研究開発法人森林総合研究所（旧法人名 独立行政法人森林総合研究所）の財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（第11期事業年度及び第13期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、国立研究開発法人森林総合研究所（旧法人名 独立行政法人森林総合研究所）の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 各勘定に係る決算報告書は、国立研究開発法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

国立研究開発法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告 I

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項並びに国立研究開発法人森林総合研究所監事監査規程第 13 条第 1 項及び監事監査実施要領第 9 条に基づき、独立行政法人森林総合研究所の研究開発部門の平成 25 事業年度（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）の業務及び平成 26 事業年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の業務並びに事業報告書、財務諸表及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

なお、監事報告 I の作成者の両名は、平成 27 年 4 月 1 日の監事就任であり、平成 25 事業年度及び平成 26 事業年度中の監事監査には従事していないため、就任後に実施した監事監査等の範囲内での監査報告であることを付言する。

I 監査の方法及びその内容

平成 25 事業年度及び平成 26 事業年度の業務については、前監事より引き継いだ監査報告書を基に平成 27 年 6 月に研究開発部門に対する会計監査を実施するとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、役職員から業務の執行状況に関する報告を受け、必要に応じ説明を求めるなど、研究開発部門の業務の実施状況や体制の整備及び運営状況等について調査した。

平成 26 事業年度の事業報告書、財務諸表及び決算報告書については、会計監査人から監査の方法及び結果等についての報告を受け、その内容を確認するなど会計監査人と連携の上、これらの適否を検討した。

II 監査結果

1 業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究開発部門における研究開発の推進等は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は適切であると認める。

3 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人 有限責任監査法人トーマツ（品田和之公認会計士、白山真一公認会計士、山崎聡一郎公認会計士）による監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、研究開発部門の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等、過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

事務・事業の見直し、給与水準の適正化、保有資産の見直し、契約の適正化などの改善に向け取り組んでいるものと認める。

Ⅳ 他の監事と異なる意見

特筆すべき事項はない。

平成27年 6月16日

国立研究開発法人 森林総合研究所

監 事 鈴木直子 (印)

監 事 平川泰彦 (印)

監査報告Ⅱ

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項並びに国立研究開発法人森林総合研究所監事監査規程第13条第1項及び監事監査実施要領第9条に基づき、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター（以下「整備センター」という。）の平成25事業年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の業務及び平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務並びに事業報告書、財務諸表及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

なお、私は平成27年4月1日の就任であり、平成25事業年度及び平成26事業年度中の監事監査に従事していないため、就任後に実施した監事監査等の範囲内での監査報告であることを付言する。

I 監査の方法及びその内容

平成25事業年度及び平成26事業年度の業務については、前監事より引き継いだ監査報告書を基に平成27年6月に本部に対する会計監査を実施するとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、役職員からその執行状況に関する報告を受け、必要に応じ説明を求めるなど、整備センターの業務の実施状況や体制の整備及び運営状況等について調査した。

平成26事業年度の事業報告書、財務諸表及び決算報告書については、会計監査人から監査の方法及び結果等の報告を受け、その内容を確認するなど会計監査人と連携の上、これらの適否を検討した。

II 監査結果

1 業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

水源林造成事業等は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は適切であると認める。

3 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人 有限責任監査法人トーマツ（品田和之公認会計士、白山真一公認会計士、

山崎聡一郎公認会計士) の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、整備センターの状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等、過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

事務・事業の見直し、給与水準の適正化、保有資産の見直し、契約の適正化などの改善に向け取り組んでいるものと認める。

Ⅳ 他の監事と異なる意見

特筆すべき事項はない。

平成27年 6月16日

国立研究開発法人 森林総合研究所

監 事 鈴木直子 (印)

障害者雇用状況報告について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、従業員数50名以上の事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられている。

当所（国・地方公共団体等に分類）の法定雇用率は、平成25年4月の法改正により引き上げが行われ、「2.3%」となっており、全体としては今年6月1日の報告時点で「2.69%」と基準をクリアしていることを報告する。

引き続き、全所をあげて障害者の雇用促進に努めていくこととする。

障害者差別解消法の施行に向けた基本方針等の作成について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）（通称：障害者差別解消法）」については、平成 28 年 4 月 1 日の施行に向けて、障害者差別解消関係府省会議を設置し、本年 2 月に国の基本方針が作成された。

この方針の中で、国の行政機関及び独立行政法人において、対応要領等を定めることとされ、6 月 22 日に森林総研の案を提出したところである。

7 月 3 日に第 7 回障害者差別解消関係府省会議が開催され、今後の対応要領・対応指針の作成スケジュール（案）が示されたのでお知らせする。

対応要領・対応指針の作成スケジュール（案）

平成27年2月24日（火）

- ◆ 障害者差別解消法基本方針の閣議決定

2月25日（水）

- ◆ 関係府省連絡会議 ①

6月11日（木）

- ◆ 各府省庁、独法等の原案を共有

※共有された原案は、作成した各府省庁、独法等の判断によるが、未公開・対外秘の状況と考えられることに留意

6/11以降、逐次、
可能となった段階で原案を共有

各府省庁、独法等
において原案を
固める（随時）

6月末目途（6/29～7/3の週）

- ◆ 関係府省連絡会議 ②

- ・ 各府省庁、独法等の原案を共有し、意見交換
- ・ 合同ヒアリングについて説明

7月上中旬（開催日の1週間前目途）

※合同ヒアリングを活用する省庁の原案をヒアリング対象者へ事前送付（事前送付は、電子媒体。点字資料含む紙媒体は、当日会場持込。）

7月13日（月）、14日（火）、29日（水）、31日（金）

- ◆ 合同ヒアリング（障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置）
 - ・ ヒアリング結果を踏まえ、修正等

ヒアリング後～9月中

- ◆ 各府省庁、独立行政法人等ごとにパブリックコメントを実施し、対応要領・対応指針を決定

10月

- ◆ 政策委員会へ報告

平成28年4月の本法施行に向けて、各府省庁、独立行政法人等において周知徹底

※なお、このスケジュールは、各府省庁、独立行政法人等において対応要領、対応指針を策定する際の目安を、御参考としてお示しするものです。

対応要領案・対応指針案に関するヒアリングについて

障害者差別解消法の平成 28 年 4 月 1 日の施行に向け、基本方針が平成 27 年 2 月 24 日に閣議決定されるなど、今後は、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては対応要領を、主務大臣においては対応指針を作成することとなる。

障害者差別解消法第 9 条第 2 項及び第 11 条第 2 項において、国の行政機関の長及び独立行政法人等並びに主務大臣は、対応要領及び対応指針を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととされている。

対応要領を定める国の行政機関及び独立行政法人等並びに対応指針を定める主務大臣においては、このための措置として、下記の通りヒアリングを実施する予定としている。

記

1. 件名：

(仮称) 障害者差別解消法に基づく対応要領案及び対応指針案に関するヒアリング

2. 日時：

7 月 13 日 (月) 13 時 30 分～16 時 15 分 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、会計検査院 (外局及び所管の独立行政法人等を含む。以下同じ。)

7 月 14 日 (火) 13 時 30 分～15 時 30 分 総務省、厚生労働省

7 月 29 日 (水) 10 時 00 分～12 時 00 分 金融庁、外務省
13 時 00 分～15 時 00 分 財務省、環境省

7 月 31 日 (金) 10 時 00 分～12 時 00 分 法務省、防衛省
13 時 00 分～16 時 15 分 文部科学省、農林水産省、経済産業省

3. 場所：

7 月 13 日 (月) 8 号館 1 階講堂 (千代田区永田町 1-6-1)

7 月 14 日 (火) 8 号館 1 階講堂 (千代田区永田町 1-6-1)

7 月 29 日 (水) 4 号館 4 階 408 会議室 (千代田区霞が関 3-1-1)

7 月 31 日 (金) 8 号館 1 階講堂 (千代田区永田町 1-6-1)

4. 出席予定者：

(1) 障害者政策委員会に委員を出している障害者団体等

(福) 日本身体障害者団体連合会、(一財) 全日本ろうあ連盟、(一社) 日本難病・疾病団体協議会、(公社) 全国脊髄損傷者連合会、(福) 全国盲ろう者協会、(一社) 全国肢体不自由児者父母の会連合会、(公社) 全国精神保健福祉会連合会、(特非) D P I 日本会議、(福) 日本盲人会連合会、全国手をつなぐ育成会連合会、(一社) 日本発達障害ネットワーク、全国知事会、日本商工会議所、全国商工会連合会

(2) 事業者団体等(対応要領又は対応指針を定める国の行政機関等が意見を聞くこととする事業者、有識者等)

5. 運営：国の行政機関ごとにセッションを設けてヒアリングを行う。各セッションの議事進行は、各府省が行う。

※ 各セッションでは、所管の独立行政法人、特殊法人等の対応要領案も取り扱われることを想定。

6. 情報保障：手話、点字、要約筆記、テキストデータ

7. 経費：「4. 出席者(1)」への旅費及び謝金については、内閣府が負担

8. その他：記者公表は、内閣府から行う。(内閣府のクラブ(永田クラブ及び経済研究会)及び各省庁のクラブに内閣府の記者公表紙を貼り出すこと想定。)議事は公開。傍聴は、座席数等との関係から可能な範囲で対応。動画配信なし。

(参考1)

実施日時について

7月13日(月) 中央合同庁舎第8号館1階講堂

13:30~16:15	(20・0、0) (1・0、0) (1・0、0) (2・6、1) (1・0、0) 内閣府等(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、 (1・0、0) (1・0、1) (1・1、1) (1・0、1) (1・0、0) 公正取引委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、会計検査院)(30・ 7、4)
-------------	--

※内閣府の内訳(内閣府本府、(外局)特定個人情報保護委員会、(独法)北方領土問題対策協会、(独法)国立公文書館、
(独法)医療研究開発機構、(特殊法人等)沖縄科学技術大学院大学、(特殊法人等)沖縄振興開発金融公庫)

7月14日(火) 中央合同庁舎第8号館1階講堂

13:30~15:30	13:30~14:30	総務省(3・3、1)
	14:30~14:40	入れ替え
	14:40~15:30	厚生労働省(1・0、0)

7月29日(水) 中央合同庁舎第4号館4階408会議室

10:00~12:00	10:00~11:00	金融庁(1・1、1)
	11:00~11:10	入れ替え
	11:10~12:00	外務省(1・2、1)
12:00~13:00	休憩	
13:00~15:00	13:00~14:00	財務省(2・7、1)
	14:00~14:10	入れ替え
	14:10~15:00	環境省(2・2、1)

7月31日(金) 中央合同庁舎第8号館1階講堂

10:00~12:00	10:00~11:00	法務省(62・1、1)
	11:00~11:10	入れ替え
	11:10~12:00	防衛省(1・1、0)
12:00~13:00	休憩	
13:00~16:15	13:00~14:00	文部科学省(2・115、1)
	14:00~14:10	入れ替え
	14:10~15:10	農林水産省(3・15、1)
	15:10~15:20	入れ替え
	15:20~16:15	経済産業省(4・10、1)

(凡例)・括弧内の数字は各々(行政機関の数・独法等の数、指針の数)を示す。

・金融庁以降の並びは、原則建制順。

(その他)・議事は公開。傍聴は、座席数等との関係から可能な範囲で対応。動画配信なし。(共通)

「対応要領案及び対応指針案に関するヒアリング」進行イメージ（案）

平成27年7月13日（月）13:30～16:15

中央合同庁舎第8号館1階講堂

（前半）対応要領案に関するヒアリング

13:30～13:35 開会（5分間）

13:35～14:00 対応要領案に関する説明（25分間）

※①内閣府（大臣官房人事課長又は大臣官房参事官（人事課担当））→②内閣官房→③内閣法制局→④人事院→⑤宮内庁→⑥公正取引委員会→⑦警察庁→⑧消費者庁→⑨復興庁→⑩会計検査院
※2番目の「内閣官房」以降は、内閣府の対応要領と異なる点を中心に。

14:00～14:50 対応要領案に関する出席者からの発言（50分間）

※12名×4分～5分程度＝48分～60分→50分間（以下同じ。）

※出席者からの発言に移る前に、事務方から次のことを依頼。

①記録のため、発言の際は必ず名乗ってから発言いただきたい。

②御発言が、各府省庁、独法等に共通する内容であった場合、各府省庁、独法等で共有させていただきます。

③お一人4～5分程度でお願いしたい。

※最後に、「この場で言い尽くせなかったこと等があった場合は、随時、御連絡いただければ幸いです。」

14:50～15:05 休憩（15分間）

※後半出席を要しない説明者等、ここで退出可。（内閣府・障害は、前後半通しで出席。）

※後半のみ出席する者は、ここで入室。

※時間が押した場合、休憩時間を切り詰めて調整。

（後半）対応指針案に関するヒアリング

15:05～15:20 対応指針案に関する説明（15分間）

※①内閣府（政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当））→②警察庁→③消費者庁

※5分程度×3→15分間（事前に出席者が一読していることを前提にコンパクトに。）

15:20～16:10 対応指針案に関する出席者からの発言（50分間）

16:10～16:15 閉会（5分間）

※15分以上延長した場合には、要約筆記に係る追加料金が発生するため、最悪でも16:30までには終了。

国立研究開発法人森林総合研究所 森林整備センター職員新規採用試験
 (平成27年8月1日付け採用)の最終合格について

試 験	応 募 者 数	一 次 試 験 (一般教養、適性検査、論文)	二 次 試 験 (個 別 面 接)	最 終 合 格
年 月 日		平成27年6月6日(土)	平成27年6月27日(土)	
試 験 会 場		仙台市、川崎市、京都市、福岡市	川崎市	
受 験 者 数	118名	96名	21名	6名
うち 男 性	89名	71名	17名	5名
うち 女 性	29名	25名	4名	1名

最終合格のうち、平成27
 年9月1日採用2名

森林保険業務の委託先職員研修の実施について

1 目的

森林保険センターでは、被保険者へのサービスの向上等を推進するため、森林保険業務の委託先の職員に対し、保険業務に関する基礎知識等を取得させ、実務処理能力の向上を図ることを目的として初任者研修と業務研修を実施する。

2 初任者研修

- (1) 対象者：森林組合系統職員（主に森林保険業務の従事期間 1 年未満）
- (2) 内 容：保険加入に必要な窓口サービスの向上を図るため、損害保険の基礎知識、森林保険の基礎的事項、引受事務、損害填補事務及び森林保険業務システム等の業務上必要な知識についての講義・演習を実施。
- (3) 日 程：平成 27 年 6 月 29 日～7 月 2 日
- (4) 場 所：東京都千代田区 TKP 大手町

3 業務研修

- (1) 対象者：森林組合系統職員
- (2) 内 容：迅速な保険金支払いを行うため、損害調査を担う有資格者を増員することを狙いとして、損害填補の現地調査等に必要な知識・技術について講義及び実習（現地実習含む）を実施。
- (3) 日程及び場所：

	日 程	開催場所
①	7 月 14 日～17 日	北海道上川郡当麻町 他
②	7 月 28 日～31 日	北海道帯広市 他
③	8 月 25 日～28 日	石川県金沢市 他
④	9 月 8 日～11 日	鹿児島県鹿児島市
⑤	10 月 13 日～16 日	岩手県盛岡市 他
⑥	10 月 20 日～23 日	茨城県水戸市 他
⑦	11 月 10 日～13 日	大分県大分市 他
⑧	11 月 24 日～27 日	愛媛県松山市 他
⑨	12 月 8 日～11 日	京都府京都市 他

職員の皆様へ

平成27年6月22日

国立研究開発法人森林総合研究所
リスク管理委員会委員長 沢田治雄

先般の日本年金機構における個人情報の流出をはじめ、情報の不適正な取扱いに係る重大な事案が多数発生しています。

本年4月から、当所の業務に森林保険業務が新たに加わり、管理する個人情報が増加いたしました。

とりわけ個人情報の漏洩は国民の権利を侵害し、社会的不利益を与えてしまうなど、絶対にあってはならない事態であり、当所としては組織を挙げて取り組むべき重要課題であると考えております。

情報セキュリティ対策は、職員1人1人がその重要性を認識した上で、情報の取扱いに関するルールを全員が熟知し、遵守することが必要です。

今後情報セキュリティに係る各種の研修・訓練等を予定していますが、これらは、極めて重要なものであることを十分認識し、もれなく参加いただくとともに、日々の業務遂行に際し、万全の情報セキュリティを確立すべく重ねてお願いいたします。